

日本GH協 ニュース

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 2021.1.21 第46号

令和3年度介護報酬改定速報！

令和3年1月18日に開催された第199回社会保障審議会介護給付費分科会において、令和3年度介護報酬改定における各サービスの単位数が示された。今後、3月中旬頃までに関連する告示の公布、通知・Q&Aが発出され、一足先に確定した基準等の改正内容も含めて、令和3年4月1日から施行される。改定事項一覧は下記の通りである。

当協会では3月中旬頃に介護報酬改定オンライン説明会を開催する予定。詳細は確定次第、協会ホームページ、会員事業所宛一斉FAXにて周知予定。4月からの円滑な移行に向けてご参加いただきたい。

【認知症対応型共同生活介護関連 改定事項一覧】 ※主な事項を抜粋

※★印は【別紙】にてより詳しく説明

★基本報酬アップ ※左記に加え、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和3年9月まで）

・認知症介護基礎研修受講の義務づけ ※医療・福祉関係の資格を有さない者（3年間の経過措置期間あり）

★看取り介護加算の区分新設、要件追加

★医療連携体制加算（Ⅱ）（Ⅲ）の実績要件拡大

★緊急時短期利用の受入日数や人数の要件等の緩和

★ユニット数の弾力化、サテライト型事業所の創設

★生活機能向上連携加算の区分新設

★口腔・栄養スクリーニング加算の新設 ※栄養スクリーニング加算はこの加算に統合

★栄養管理体制加算の新設

・処遇改善加算の職場環境要件の見直し

・介護職員等特定処遇改善加算の配分ルールの見直し

★サービス提供体制強化加算の最上位区分の新設、要件の見直し

★3ユニット2人夜勤の例外規定の追加

★管理者交代時の研修の修了猶予措置

★外部評価に係る運営推進会議の活用

★計画作成担当者の配置基準の緩和

・感染症対策の取組の義務付け ※委員会の開催、指針の整備、研修の実施など（3年間の経過措置期間あり）

・業務継続に向けた取組の義務付け ※業務継続計画（BCP）の作成、研修の実施など（3年間の経過措置期間あり）

★科学的介護推進体制加算の新設 ※CHASE・VISIT（名称変更：LIFE）の活用

・育児・介護休業等の際の人員配置基準への配慮

・ハラスメント対策の義務付け

・高齢者虐待防止対策の取組の義務付け ※委員会の開催、指針の整備、研修の実施など（3年間の経過措置期間あり）

※第199回社会保障審議会介護給付費分科会資料は、協会ホームページ「厚生労働省等関係新着情報一覧」に掲載しております。詳細を必ずそちらでご確認ください。

※協会へのご意見ご要望等ございましたら事務局までご連絡ください。

* 連絡先 Tel 03-5366-2157 Fax 03-5366-2158 E-mail info@ghkyo.or.jp

協会ホームページ <http://ghkyo.or.jp/home>

